

平成31年度  
日本留学海外拠点連携推進事業  
海外拠点 公募要領

文 部 科 学 省

## 1. 事業の目的・背景

社会や経済のグローバル化が進展し、世界的な留学生獲得競争が激化する中、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、2020 年に「留学生 30 万人計画」の実現を目指すことが明記された。また、平成 25 年 12 月に策定された「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）」において、我が国の発展に特に寄与すると考えられる重点地域等が示された。これに基づき、様々な機関の垣根を越え、オールジャパンで日本留学を促進するための司令塔となる留学コーディネーターを配置する「留学コーディネーター配置事業」を平成 26 年度から実施している。

当該事業に係る平成 29 年度行政事業レビュー公開プロセスでの評価結果や、同年度にまとめられた「外国人留学生の受入推進に関する有識者会議」提言を踏まえ、当該事業を拡充・発展させ、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫したオールジャパンの日本留学サポート体制を実現する「日本留学海外拠点連携推進事業（以下、「留学拠点事業」という。）」を実施する。

## 2. 事業の概要

### (1) 募集内容

日本の成長につながる優秀な外国人留学生の受入れを増加させるために、重点地域のうち①東南アジア（A E S A N）地域、②南西アジア地域、③アフリカ（サブサハラ）の 3 地域に日本留学海外拠点（以下、「海外拠点」という。）及び日本留学海外サテライト拠点（以下、「サテライト拠点」という。）を設置し、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポートを実現する実施計画を募集する。募集内容の詳細及び成果指標は別紙に記載のとおり。

各地域の構成国は以下のとおり。

#### ①東南アジア（A S E A N）地域

インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ・ダルサラーム、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス

#### ②南西アジア地域

インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ

#### ③アフリカ（サブサハラ）地域

アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ（旧スワジランド）、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボ・ヴェルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニア・ビサウ、ケニア、コードジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメプリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ共和国、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、南スーダン、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト

### (2) 申請対象

- ①予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ②文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ③海外拠点業務の実施主体として、高等教育局長が適当であると認めた、外国人留学生の受入れ業務を行う法人格を有する団体（以下、「法人」という。）であること。

### (3) 申請可能件数

1つの法人が申請できる件数は、①東南アジア（ASEAN）地域、②南西アジア地域、③アフリカ（サブサハラ）地域のいずれか1件とする。

※南米地域、ロシア・CIS地域、中東・北アフリカ地域に関して既に本事業を受託している法人についても申請は可能とする。

### (4) 選定件数

3件（①東南アジア（ASEAN）地域：1件、②南西アジア地域：1件、アフリカ（サブサハラ）地域：1件）

### (5) 実施期間

最大5年間（国の財政状況により、必ず保証するものではない）

なお、毎年、文部科学省が事業の進捗状況を確認するが、特に実施期間の3年目に成果を検証する中間調査の実施を予定しており、調査の結果により、委託費の配分や実施期間を見直す場合がある。

※事業開始日は平成31年（2019年）4月1日を予定しており、最大で2024年3月31日までを実施期間とする。

### (6) 予算額

1件あたり1年80,005千円を上限として計画を提出すること。ただし、予算の状況及び計画の進行程度により、採択されたからといって当初計画の予算額が満額認められるわけではない。事業年度ごとの進捗状況に鑑み、次年度の予算を改めて確認・契約するので留意すること。また、事業初年度は年度途中からの事業開始となることを踏まえて計画すること。

経費は留学コーディネーターや事務職員にかかる人件費、海外拠点及びサテライト拠点に使用するための海外事務所を借りるための賃借料、日本の大学を広告・宣伝するための現地の交通費、申請重点地域内の日本関連機関及び基礎教科教育やアカデミック・ジャパニーズを実施する機関との連携経費等を想定している。

なお、過度な設備備品の購入・設置、建物等施設の建設・改修及び不動産取得に関する経費には使用できない。

### 3. 選定方法

本事業の実施計画の選定は客観性、公正性、透明性を担保するために、外部有識者による「日本留学海外拠点連携推進事業実施委員会」において審査を行う。審査要項及び審査基準は別に定める。

### 4. 選定要件

(1) 海外の機関（政府機関、教育機関、帰国留学生会等）、日本関連機関（在外公館、JICA、JETRO、JF 等）及び日本の高等教育機関との人的ネットワークを有し、それらとの連携・協力により、現地における基盤を通じて、外国人留学生もしくは高度外国人材の受入れに関する情報発信、リクルーティング等の事業を行った実績があること。

(2) 対象地域内に設置する海外拠点となる事務所等、現地における基盤を有すること。また、以下の場合には審査対象外となるので、十分留意すること。

- ①「平成 31 年度 日本留学海外拠点連携推進事業 海外拠点 実施計画書 作成・記入要領」に定める様式と異なる場合
- ② 2. (2) に定める申請対象外の者からの申請の場合
- ③ 実施計画書における重大な誤りや記載漏れ、又は虚偽の記載等があった場合

### 5. 申請手続

#### (1) 実施計画書

「平成 31 年度 日本留学海外拠点連携推進事業 海外拠点 実施計画書 作成・記入要領」（別添）に基づき、所定の様式で実施計画書を作成し、法人の長から文部科学省高等教育局長宛てに申請すること。なお、審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画の認定等相当確認通知がある場合には、その写しを併せて提出すること。

#### (2) 提出期限

平成 31 年 2 月 20 日（水）17 時必着

※期限を過ぎた場合は、一切受け付けない。

※実施計画書提出後の差し替え及び訂正は認めない。

#### (3) 提出先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室 政策調査係

※封筒等の表に朱書きで「平成 31 年度 日本留学海外拠点連携推進事業 実施計画書」と記載すること。

※提出書類は一切返還しない。

#### (4) 審査の実施日

平成 31 年 2 月 26 日（火）13 時以降の時間帯に、東京都千代田区で行う。

※開催場所・時間帯の詳細については、申請を受理した法人に対し追って連絡する。

#### (5) 選定結果の通知

法人の長宛てに平成 31 年 3 月上旬を予定

## 6. 事前説明会の開催日及び開催場所

(1) 開催日時：平成 31 年 2 月 1 日（金）14 時

(2) 開催場所：文部科学省 13 階 13F 3 会議室

※参加希望者は、①所属機関名、②所属部署名、③氏名、④連絡先を記載の上、「10. 問合せ先」の E-Mail アドレスに、1 月 30 日（水）17 時までに連絡すること。期限までに連絡のなかった者については、事前説明会への参加は認めない。

## 7. 事業の実施

(1) 選定された実施計画については、文部科学省と法人の長との間で委託契約を締結する。事業の実施に際しては、委託契約に係る諸手続が必要となる。なお、契約の締結は年度毎に行う。

※国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

(2) 申請の際、平成 31 年度における実施計画の所要経費の積算を提出することになるが、委託契約額として実施法人に処置する経費は、実施計画の内容等を総合的に勘案し、予算の範囲内で決定する。その際、予算額が変更になったとしても、実施計画の変更は原則として認めない。

(3) 事業開始後に実施計画の内容に重大な変更が必要となった場合は、事前に文部科学省の承認を得ること。

(4) 実施法人は実施計画書に基づく事業の実施及び経費の支出を行うほか、経費の使用実績に関する報告書（委託業務完了報告書）を作成し文部科学省に提出すること。また、複数年にわたる事業の場合は、毎年度、事業の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書（委託業務中間報告書）を作成し、文部科学省に提出すること。なお、事業の実施に際し、文部科学省高等教育局学生・留学生課が、現地の状況等を把握するために実施法人に対して調査を行い、進捗状況を把握する。

(5) 実施法人は事業終了後、委託業務成果報告書を速やかに文部科学省に提出すること。

(6) 委託業務成果報告書等をもとに、文部科学省がヒアリングを実施することを予定している。

(7) 本事業は委託費によって実施するものであり、成果物の著作権は文部科学省に帰属するが、一定の条件の下で実施法人に帰属する。

(8) 選定された事業において、成果報告としてシンポジウム等を開催する予定がある場合は積極的に周知に努めること。

## 8. 誓約書

(1) 本企画競争に参加を希望する法人は、実施計画書の提出時に、支出負担行為担当官

が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

- (2) 前項の誓約書を提出しない、又は虚偽の誓約をする、もしくは誓約書に反することとなった際は、当該者の実施計画書を無効とするものとする。
- (3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

## 9. その他

- (1) 事業実施にあたっては、契約書及び実施計画書等を遵守すること。
- (2) 本事業及び公募に関する不明点については Q&A を参照すること。

※文部科学省は、公募参加者からの問合せ及び相談等に応じて適宜 Q&A を更新し、ホームページ等を通じて等しく周知することで公平・公正に対応する。

## 10. 問合せ先

文部科学省高等教育局学生・留学生課  
留学生交流室政策調査係  
電話：03-5253-4111（内線 3360）  
E-Mail：ryuugaku@mext.go.jp

## 日本留学海外拠点連携推進事業 海外拠点 実施内容及び成果指標

## I. 共通事項

本事業の対象となる重点地域内において日本留学を促進する代表機関として、文部科学省、本事業において設置した日本本部（以下、「日本本部」という。詳細については「Ⅲ. 日本本部について」を参照。）、現地機関、日本の高等教育機関等と連携し、地域の実情を踏まえつつ、以下1.～3.の取組を行う計画に委託する（それぞれについて取組がない計画は選定しないこととする）。

なお、各取組による成果を把握するため、「成果指標」及び「事業としてフォローすべき数値」としている項目については毎年度測定するとともに、「成果指標」については適切に目標値を設定し実施計画書に明記すること。また、計画する取組に応じ、「独自の成果指標と達成目標」を適宜設定・測定すること。

また、海外拠点設置場所の選定や留学フェア等、実施計画の策定に当たっては、外務省の海外安全情報を確認する等、現地情勢を勘案するとともに、特に邦人関係者を現地に派遣する際には、期間に応じて「在留届」の提出、または「たびレジ」への登録を徹底するほか、拠点が設置される国・地域を管轄する大使館・総領事館と緊密に連携をとる等、安全対策に十分留意すること。

なお、平成31年度からは、活動地域の拡充に伴い、海外拠点の他にサテライト拠点を設置し、海外拠点のみでは体制や立地面から高い頻度で働きかけることが困難な範囲に活動を展開するとともに、将来の国内への定着を見据えたリクルート活動をより重視して実施するものとする。

## &lt;最終的な成果指標&gt;

海外拠点配置地域から高等教育機関への外国人留学生数

【目標】事業最終年度までに、事業開始前年度時点の人数から少なくとも1.5倍とすること

※性質別の内数についても可能な限り分析し報告すること

例：日本留学イベントに参加した者/拠点において相談対応を行った者 等

## 1. 留学に関する情報収集・発信（既存機能の更なる強化）

現地のニーズや日本留学情報、日本留学中の学びや生活、日本企業の人材ニーズに対応した分野における日本での就職に関する情報等を収集し、留学フェアや学校訪問等の開催、帰国留学生ネットワークやSNSの活用等により、ターゲットとなる留学生候補者に応じて、きめ細かに情報を提供

## &lt;成果指標：申請者が目標値を設定&gt;

・各拠点が仲介し把握している、日本の高等教育機関への受験者数

## &lt;事業としてフォローすべき数値&gt;

- ・各拠点が仲介し把握している、留学希望者と日本の教育機関とのマッチング数（志望校決定件数等）
- ・日本企業の人材ニーズに対応した分野における日本での就職に関する情報の発信数
- ・現地における日本留学試験（EJU）受験者数 ※EJU 実施地域のみ
- ・各拠点が運営し把握している、SNS、事務所 WEB サイト等におけるアクセス数
- ・各拠点が現地において主催した日本留学イベント（日本留学フェアや留学説明会等）への来場者数

#### 参考：主な取組例

##### 【情報収集強化】

- ・現地の政府機関、教育機関、帰国留学生会、在外公館等日本関連機関、第三国の留学推進機関等からの情報収集を強化し、状況を一元的かつ総合的に把握するとともに、日本留学に関するニーズの分析を行う

##### 収集すべき情報の例

- －現地の基礎的情報（一人当たりの所得、経済・産業・貿易構造、統治制度、国際関係、これらの歴史的変遷、文化的、宗教的背景等）
- －現地の教育事情（教育制度（中等教育と高等教育の接続状況）、各教育段階の在学率・進学率、学事暦、大学入試プロセス、大学入学選抜方法（入試方法、アドミッション方法）、海外留学状況、（後期中等教育シラバス））
- －現地の大学進学事情（学事暦の把握、現地大学進学プロセス、現地大学出願・入試制度、海外大学進学プロセス、海外大学募集・選考プロセス、インターナショナルスクールの展開など）
- ・日本の教育機関に働きかけ、より多くの機関による現地での情報発信及びより戦略的な現地からの情報発信の実現に向けた体制を構築する
- ・現地の状況について把握した情報及び分析の結果を、日本本部に展開する

##### 【日本の魅力発信】

- ・現地において日本留学イベントを開催するとともに、他の機関が主催する留学イベントにも積極的に参加し、日本留学情報、日本留学中の学びや生活、日本企業の人材ニーズに対応した分野における日本での就職に関する情報について広報する
- ・WEB サイトの運営や SNS の活用等により、主に現地・日本の機関向けに、主催・参画するイベント情報及び活動報告を発信する

##### 【日本の教育機関によるリクルーティング活動の支援】

- ・現地の大学、高校、インターナショナルスクール等における日本の教育機関のリクルーティング活動実施を支援する
- ・現地事務所において、日本の教育機関とのマッチングや具体的な入試の段階にある留学希望者の対応を行う
- ・日本の教育機関による現地入試の実施に協力する

## 2. 優秀な留学生獲得に向けたリクルーティング活動促進

より多くの大学及び関係機関が国内外で連携のうえ、入学許可を実現するためのサポート機能を充実

＜成果指標：各拠点が目標値を設定＞

- ・各拠点が仲介し把握している、日本の高等教育機関への入学許可者数

＜事業としてフォローすべき数値＞

- ・現地で連携している日本語教育・補充教育実施機関の在籍学生数
- ・拠点設定地域における留学生のリクルーティングに関心を有する国内関係機関と連携したリクルーティング活動実施数
- ・各拠点が仲介し把握している、留学希望者と日本の教育機関とのマッチング数（志望校決定件数等）【再掲】

参考：主な取組例

- ・日本留学を目的とした現地における日本語教育及び補充学習の充実に向けた協力体制構築のため、適宜在外公館等を通じて現地の日本語教育機関との連携強化を図る
- ・日本の教育機関の渡日前入試制度について、現地の教育機関や留学希望者に対して広報する。併せて、EJUの広報を関係機関（日本学生支援機構や在外公館、現地実施機関等）と連携して実施する等、より効果的に広報するための工夫を行う
- ・生活日本語レベルからより上級の大学レベル（N1～N2レベル）の日本語能力獲得に向けた教育への接続手法等、現地における日本語教育・補充教育の充実に向けた方策及び日本語学習者の日本留学を促進するための方策を検討する

## 3. 帰国留学生会とのネットワーク構築及び広報・リクルーティング活動における協力深化及び日本における就職の魅力発信

在外公館の協力を得て、日本留学OB・OGで構成される帰国留学生会とのネットワーク構築等を行う。また、日本留学中の学びや生活、日本企業の人材ニーズに対応した分野における留学後の就職機会等の情報をより具体的・効果的に提供

＜成果指標：各拠点が目標値を設定＞

- ・現地において主催し、帰国留学生会が参画する日本留学イベント（講演会、懇親会、OB訪問等）において、帰国留学生及び卒業後に日本に就職した留学生による働きかけ・助言を受けた現地の日本留学希望者のうち、その後実際に日本留学をした人数

＜事業としてフォローすべき数値＞

- ・現地において主催した日本留学イベントへの帰国留学生協力者数
- ・現地において主催し、帰国留学生会が参画する日本留学イベント（講演会、懇親会、OB

訪問等)において、帰国留学生及び卒業後に日本に就職した留学生による働きかけ・助言を受けた現地の日本留学希望者

#### 参考：主な取組例

- ・本事業において主催する広報活動・リクルーティング活動への参画に向けた協力体制構築のため、適宜在外公館等を通じて帰国留学生会との連携強化を図る
- ・帰国留学生及び卒業後に日本に就職した留学生からの働きかけ・助言をきっかけとした優秀な外国人留学生の獲得を促進するため、帰国留学生会が参画する日本留学イベント（講演会、懇親会、OB訪問等）を開催する
- ・帰国留学生及び卒業後に日本に就職した留学生からの働きかけ・助言をきっかけとした優秀な外国人留学生の獲得を促進するため、具体的な留学先機関の検討段階において留学希望者が帰国留学生による助言を受けられる機会を定期的に設ける

## II. 事業対象となる重点地域の事情を勘案した事項

戦略的な事業実施のため、以下1.～5.の観点を踏まえ、重点地域内で特に優先して取組を行う国を設定するとともに、実施計画書に明記すること。

1. 海外への留学生派遣に積極的である一方、日本への留学生が比較的少ないこと
2. 日本の高等教育機関への留学へとつながる、留学適齢層が相当数見込まれること
3. 学生が私費留学生として渡日し、修学できる経済力があること
4. 将来的な留学生数の増加のための、当該地域の人口・経済力等の成長見込みの将来性があること
5. その他、斟酌すべき事項の有無

※優先度が高い国であっても、既に日本の機関が留学生受入れに関連する活動を行っている場合は、そちらとの連携・住み分け等も考慮すること。

また、各重点地域では、既に日本留学海外拠点連携推進事業による活動実績（別添参照）があるため、これらの活動実績も踏まえて計画を策定すること。なお、その際は、帰国留学生及び卒業後に日本に就職した留学生を活用し、留学後のキャリアパスも含む日本留学の魅力の統合的な発信を行うこと。加えて、各重点地域全体での活動を広く実施するため、各地域内の海外拠点配置国のほか、サテライト拠点を配置する国を最低1か国策定し、複数国での活動を実施することを実施計画書に明記すること。

## III. 日本本部について

本事業では、各海外拠点や日本国内の機関と連携し、中核的役割を担うことで各海外拠点の取組を支援する日本本部を平成30年度から新たに設置した（委託先：（独）日本学生支援機構）。日本本部の役割及び主な取組については以下のとおりである。

1. 海外拠点設置地域の留学生動向に関する情報収集・分析

日本国内高等教育機関のニーズ、海外拠点からの情報（現地での活動状況、教育事情等）等に基づき、日本留学促進に向けた総合的な状況の分析及び戦略の検討を行い、海外拠点へ還元

- ・海外拠点採択大学と日本本部で構成する「連絡会議」を設置し、各海外拠点の取組状況を把握
- ・日本本部が実施する進路状況調査結果を活用し、海外拠点設置地域出身の外国人留学生の進学先、卒業後の進路状況を把握
- ・日系企業に就職した学生の就職理由等を調査
- ・海外拠点設置地域から多数の留学生を獲得している第三国に関する情報を収集
- ・海外拠点設置地域に進出している日系企業の状況及び進出理由等の情報を収集
- ・上記の情報に基づき、各地域から日本への留学に関する動向や留学生数増減の要因等を分析し、各海外拠点へ展開

## 2. 日本国内機関とのネットワーク形成

海外拠点配置地域の留学生動向等の分析を踏まえ、高等教育機関等の国内機関へ戦略的に働きかけ、ネットワークを形成するとともに、国内連絡組織を運営し、組織的な情報の展開・収集を実施

- ・海外拠点設置地域に関心を有する国内高等教育機関、企業、駐日大使館等とのネットワークを形成
- ・日本留学に関する国内連絡組織を立ち上げ、連絡会議を開催（年1～2回程度）
- ・国内連絡組織を通じ、日本本部及び海外拠点と国内連絡組織参画機関の間や、参画機関同士の間での情報発信・情報収集を促進
- ・日本国内機関向けに、本事業に係る情報を一元的に発信するWEBサイトを運営
- ・海外拠点での活動に必要な国内高等教育機関の基礎情報（渡日前入試実施状況等）を収集し、各海外拠点へ展開
- ・拠点設置地域からの留学生獲得に関するキーパーソンとの人脈構築

## 3. 日本国内に在留している外国人留学生等とのネットワーク構築及び日本における就職の魅力発信

日本留学経験者SNSネットワークを設置し、外国人留学生に対して、日本での在学中から留学経験者ネットワークへの参加を働きかけるとともに、日本への定着や帰国留学生会への参加を促す取組を実施し、留学終了後も日本留学の支援者として協力を得られるような関係を構築する。

※特に、国内定着を促進するため、留学経験者ネットワークによる日本での就職に係る情報提供等、国内定着に資する取組を拡充する。

- ・日本留学経験者のネットワーク構築を目的とするSNS（facebook等）の運用を開始
- ・日本国内の留学生会、日本で就職した元留学生とのネットワークを構築
- ・上記留学生会や元留学生の協力を得て、海外の留学希望者やその保護者に向けた広報資料（英語及び母国語）を作成、発信

#### 4. 関係機関との連携

##### 【日本国内の高等教育機関・日系企業】

- ・現地での日本留学イベント、連絡会議が主催する報告会に参加を促進し、日本及び現地での就職/高度人材の確保につなげる

##### 【駐日各国大使館】

- ・日本国内の留学生会との連携に関し、紹介・推薦等の橋渡し

##### 【日本国内の留学生会】

- ・日本留学経験者のネットワーク構築を目的として、SNSの運用を開始
- ・留学生会代表者等による意見交換会の開催
- ・日本留学関連資料の各国語版作成や動画作成等において協力・連携

また、日本本部との連携のために海外拠点が実施すべき取組は以下のとおり。これらを念頭に置き、実施計画を策定すること。

- ・現地の状況について把握した情報及び分析の結果を、日本本部に展開
- ・日本本部が立ち上げる国内連絡組織へ参画し、日本国内機関に対し情報を提供
- ・日本本部の取組により構築された日本留学経験者等とのネットワークや広報資料を活用し、現地における広報・リクルーティング活動を実施

# 日本留学海外拠点連携推進事業(東南アジア)



岡山大学  
OKAYAMA UNIV.

【事業概要】岡山大学を含む国立六大学(千葉大学、新潟大学、岡山大学、金沢大学、長崎大学、熊本大学)を中心に、オーストラリア・ジャパンプン体制で留学生の受け入れ促進に努め、平成30年には日本全体の大学への留学生数を1,300人とする。

**日本留学につながる取り組み**  
(数値は平成29年度実績)

- (1) **日本留学の魅力を直接伝える**
- 留学フェアの主催 来場者数 約1,488人 28回
  - 三留学フェア開催 (現地大学18回、高校3回、日本語学校7回)
  - Academicセミナー開催1回(3日間)324人参加 (国立六大学教員を派遣)
  - 現地大学・教育機関への訪問 計33校・機関 延べ約793人
  - 個別留学対応(OJEIC)

- (2) **日本留学の具体的な情報提供**
- Facebook及びウェブページを積極活用 (日本留学情報、現地情報を日々発信)
  - ヤンゴン・プレス誌に日本留学関連記事を毎月掲載
  - 日本の大学・教育機関情報の収集と提供
  - 留学金情報取りまとめと広報
  - 日本留学試験(EJU)、日本語能力試験(JLPT)などの広報協力

- (3) **関連機関との協力関係構築**
- 現地日本の関係機関とのネットワーク構築 (日本大使館、日本学生支援機構、JICA、JICEなど)
  - ミャンマー関係機関とのネットワーク構築 (高専教育員会、MAUA(ミャンマー元日本留学生協会)など)
  - 日本の大学等への支援活動
  - 国立六大学国際連携機構



**文部科学省  
日本留学海外拠点連携推進事業  
ASEAN拠点**

R322A, Bldg-C, Pearl Condo, Kaba Aye Pagoda Rd.,  
Bahan Township, Yangon, Myanmar  
TEL: (+95) 092-6184-1054 E-MAIL: ojeicmyanmar@gmail.com



留学コーディネーター: 鳥越麻美

**主な活動内容**

- 留学希望者に対する留学相談
- 留学に関する情報提供: 資料閲覧
- 日本国内大学及び教育機関への情報発信
- その他留学生交流の促進に関する業務

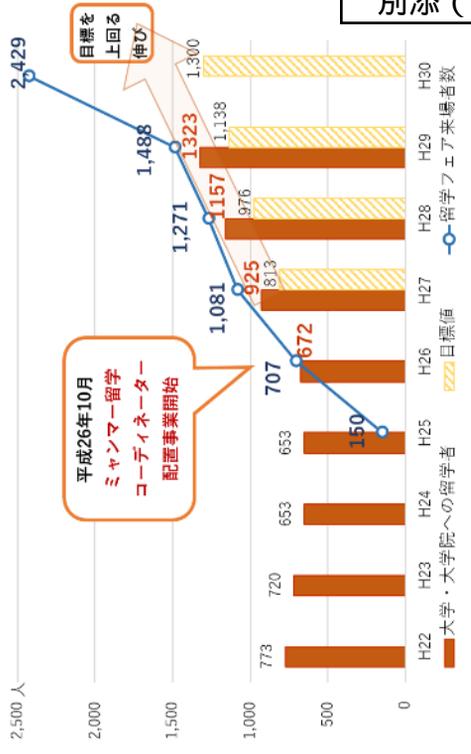
**新たな取り組み: ASEAN拡充**

- AUN(ASEAN University Network)との連携強化
- Study in Japan Global Network Project Meeting in Ho Chi Minh Cityを開催(AUN meetingに合わせて、ミャンマー、カンボジア、ベトナムの大学関係者とのセミナー)
- ラオス 国立六大学として留学フェア参加、セミナー実施
- カンボジア 国立六大学として留学フェア参加、セミナー実施
- インドネシア Academicセミナー(国立六大学)開催予定(3月)



**新たな取り組み: ミャンマー**

- 土曜日も対応 (留学相談、EJU勉強会、日本語学習など)
- マンダレーに連絡拠点を設置 (MAUAとの協力により実現)
- 日本セミナー実施(主に日本語・日本文化)
- 就職・経済セミナー(試行)実施
- ミャンマー政府教育省高等教育局とのMOU締結 (国立六大学および岡山大学として)



**ミャンマー人材育成支援産学官連携ぶらっとフォーラム(2016年3月設立)**

産官のオーストラリア・ジャパンプン体制で、ミャンマーにおける人材育成支援を推進しています。情報共有、効果的施策の推進、ならびに共同事業の創出を主な目的として、誰でも参加できるブラットフォーラムを目指しています。

- 参加機関数 70(6省庁及び関係機関、37企業、27大学)
- Jobフェアを留学フェアと同日・同会場を実施(平成30年度)



【事務局】

国立大学法人 岡山大学グローバル・パートナーズ  
〒700-8530 岡山市北区津島中2-1-1  
TEL: 086-251-8937  
E-MAIL: studyinjapan@adm.okayama-u.ac.jp

2019年1月現在

# 日本留学海外拠点連携推進事業 南西アジア拠点（東京大学）

## 事業趣旨

東京大学は2014年度より、日本に留学するインド人留学生数を増やす目的として、留学コーディネーター配置事業（インド）を受託し、2018年度から「日本留学海外拠点連携推進事業 南西アジア拠点」として、インドおよび周辺国も対象に取り組んでいます。

インド事務所（JSTとの共同事務所）を活用した日本の全ての大学へのご協力

**有力大学・高校訪問、日印学生交流支援、日印教員間交流促進支援が活動の3本柱。月例留学コーディネーター（インド）委員会にて、活動方針を協議し各事業の企画立案しています。**



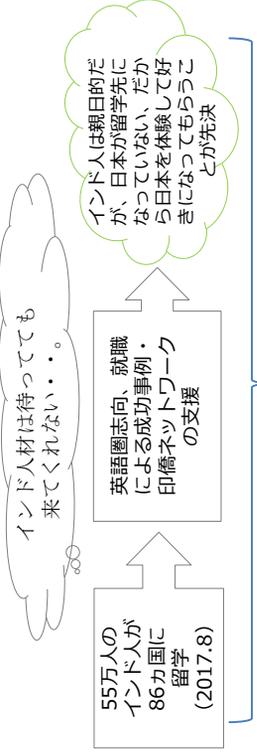
- 現地入試等へのご協力
- 各種広報活動
- インド事務所HP等
- 各大学の資料を展示して現地学生・保護者との個別相談
- TV会議システム利用

## 2018年度の主な活動

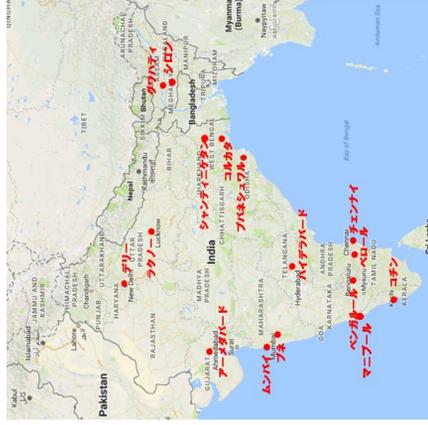
- 留学コーディネーター委員会の運営
- 情報提供・連携活動・広報活動
  - 日本留学に係る英語コース・奨学金・ラボ情報・イベント・
  - インターンシップ関連情報の更新
  - 留学生会/同窓会ネットワークを活用したインド人、スリランカ人及びパルル人留学生/社会人の交流促進
  - 日本の大学、日系企業からのインド人材獲得に関する相談対応、マッチング支援
- 2018年度イベント開催・学校訪問（30校訪問）
- インド鉄道省人材育成に係る戦略的支援・協力
- 人的交流拡大
  - インド北東大（グワハティとシロン）で初の留学説明会主催
  - 日本の高校5校より教師をインドへ派遣し、若年層からの交流についても促進
  - 地域間交流支援（富山県、島根県、長崎県、横浜市）

## 留学コーディネーター委員会（インド）の構築・運営

東京大学インド事務所長が委員長を務める産官学構成員による留学コーディネーター委員会、最新の情報共有を行いながら、個々の取組にシナジー効果のあるアクションプランを協議。2014年12月に策定、2019年1月現在まで合計43回開催。



- 産官学オールJAPANの連携した取組を構築
- 個々の取組を活用して来日の機会を最大限に創出
- まずは来日して直接、日本を体験して貰い、日本ファン層を拡大
- 日本の大学のPR活動を支援（留学説明会の開催、インド事務所HPの活用等）



【2018年度 日本留学説明会の開催地】

## 重点分野での獲得活動

日本の強みがわかる分野（新幹線・ロボット/ICT）に注力

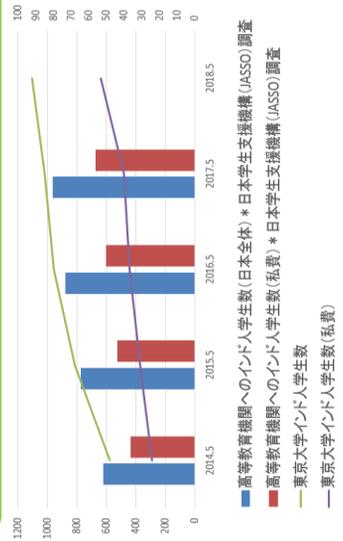
- 大使館推薦国費外国人留学生制度を活用したインド鉄道省からの留学生受け入れに協力
- インド人学生から需要の高いロボット分野をハイライト、人工知能の適用分野として日本製ロボットが人気



IRT Research Initiative, UTokyo

**ICT系（データサイエンス、機械学習、AI、サイバーセキュリティなど）インド人材獲得は大学や企業にとって重要な課題**

## 高等教育機関へのインド人留学生数の推移



- 全国のインド人学生数は毎年増加、2017年5月の私費学生数は対2014年同期比で55.6%増
- 本学のインド人学生数は毎年増加し、インド事務所の開設以来、現在は3倍増（29名→100名）

# 日本留学海外拠点連携推進事業(アフリカ・サブサハラ)

### 日本留学海外拠点連携推進事業の概要

オールジャパンで日本留学を促進するためのハブとして

- ・本学と関係のあった国・機関に加え、当該域内で更に活動を拡大
- ・日本の大学、関連省庁、在外公館、JASSO、JICA、JSPS、日本語教育機関、留学支援団体、日本企業等との情報共有および協働

**日本留学を促進するための活動**

- ・当該域内の大学、教育機関等と協力した、年2回留学フェアの実施
- ・日本の大学が出席し、直接広報・留学相談が出来る機会の提供
- ・遠隔地の国の在外公館を通じた留学情報の提供
- ・留学申請手続き等への支援
- ・留学希望者と日本の大学のマッチング支援、留学希望者への情報提供
- ・受入れ大学とのインターンシップを活用した面接・試験等の補助
- ・留学後のフォローアップ体制構築
- ・日本留学経験者のネットワーク形成

### 北海道大学国際連携機構・国際部

- ・日本の大学とコーディネーターとの連携のサポート
- ・予算、庶務、人事関係手続き

### 国内各大学

- ・留学フェアへの参加誘致
- ・アフリカ学生受入に関する情報提供
- ・留学関連情報の共有

### 省庁および関連機関等

- ・留学生誘致活動の共有

### 留学支援団体

- ・奨学金情報共有
- ・広報活動の協働

### 文部科学省日本留学海外拠点連携推進事業サブサハラ拠点

STUDY in JAPAN

北海道大学アフリカルサカオオフィス  
所長 1名  
留学コーディネーター 3名  
(特任講師1、特任助教2)  
現地アドバイザー  
(ザンビア大学 獣医学部 教授)  
事務職員 1名  
(札幌から活動を支援)

### 留学生誘致に向けて

日本留学フェア開催  
(学術交流ワークショップを併催)  
広報(日本への留学案内)  
学生・研究者交流支援促進  
留学希望者への情報提供  
日本の奨学金制度の紹介  
日本の修学制度紹介  
日本語教育コース設立支援

### 学生流動性の活性化

大学間交流協定締結への支援  
優秀な留学生獲得のための情報収集  
研究者交流の促進支援  
日本人学生の現地教育支援



### 日本留学フェアの開催実績

年月	開催国	会場	日本の参加大学数		来場者数
			現地	資料	
2015.9	南アフリカ	プレトリア大学	8	11	300
2016.2	タンザニア	ダルエスサラーム大学	4	9	350
2016.10	ケニア	ナイロビ大学	7	16	500
2017.2	ガーナ	ガーナ大学	7*	20	450
2017.9	エチオピア	アディスアベバ大学	7	20	300
2018.2	ルワンダ	ルワンダ大学	7**	13	1000
2018.9	南アフリカ	ケープタウン大学	9	19	140
2019.2	ウガンダ	マケレレ大学			

2019年2月6〜7日 開催予定  
\*1校はTV会議参加、\*\*5校はTV会議参加

### アフリカからの留学生数推移(目標と実績)

	2014	2015	2016	2017	2018
目標	1,155	1,305	1,705	2,105	2,505
実績	1,287	1,530	1,932	2,230	-

日本留学フェア@ケープタウン大学・南アフリカ

## 平成 31 年度 日本留学海外拠点連携推進事業 海外拠点 審査要項

### I 本事業の趣旨

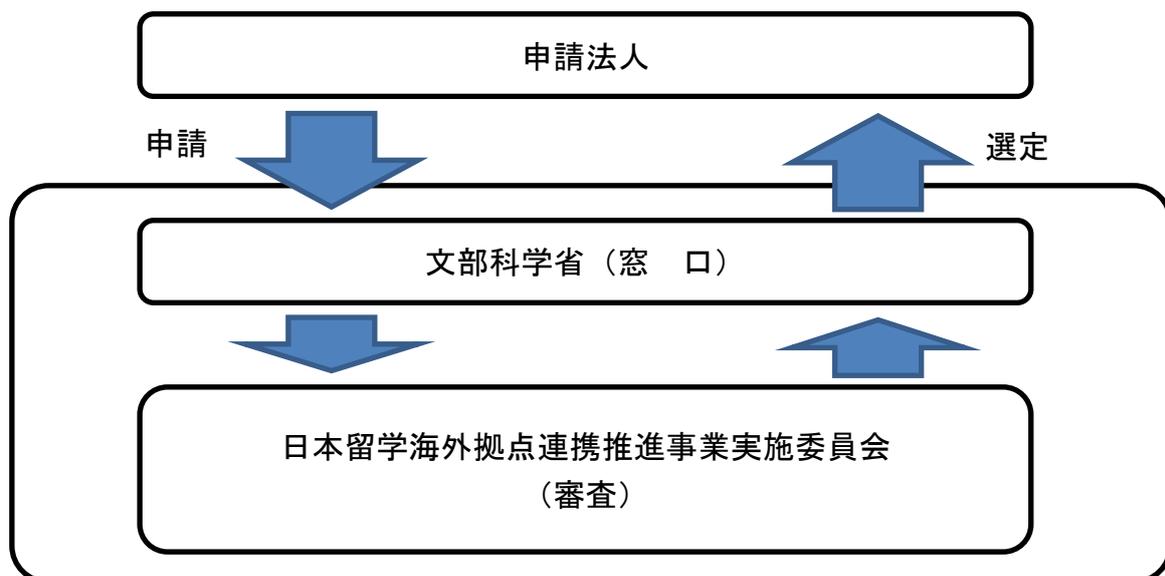
社会や経済のグローバル化が進展し、世界的な留学生獲得競争が激化する中、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」において、2020 年に「留学生 30 万人計画」の実現を目指すことが明記された。また、平成 25 年 12 月に策定された「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）」において、我が国の発展に特に寄与すると考えられる重点地域等が示された。これに基づき、様々な機関の垣根を越え、オールジャパンで日本留学を促進するための司令塔となる留学コーディネーターを配置する「留学コーディネーター配置事業」を平成 26 年度から実施している。

当該事業に係る平成 29 年度行政事業レビュー公開プロセスでの評価結果や、同年度にまとめられた「外国人留学生の受入推進に関する有識者会議」提言を踏まえ、当該事業を拡充・発展させ、リクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫したオールジャパンの日本留学サポート体制を実現する「日本留学海外拠点連携推進事業（以下、「留学拠点事業」という。）」を実施する。

平成 31 年度からは、活動地域の拡充に伴い、海外拠点に加えサテライト拠点を設置することで、海外拠点のみでは体制や立地面から高い頻度で働きかけることが困難な範囲に活動を展開するとともに、将来の国内への定着を見据えたリクルート活動をより重視して実施するものとする。

### II 本事業の審査

審査の客観性、公平性、透明性を担保するため、外部有識者による「日本留学海外拠点連携推進事業実施委員会（以下「委員会」という。）」による審査により、当該事業の実施計画を選定する。委員会は、実施計画書及びヒアリングの結果を踏まえ、審査を行う。



### Ⅲ 選定方針

事業の選定に当たっては、別紙の審査基準に沿って評価を行う。

### Ⅳ その他

#### 1 開示・非開示

##### (1) 委員会の審議内容の取扱い

委員会の議事及び審査資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から、原則、非公開とする。また、委員は、審査で知り得た情報を口外してはならないこととする。

##### (2) 申請法人の名称等

①申請法人名、②選定法人名は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会への情報提供に努めることとする。

##### (3) 委員等氏名

委員会の委員氏名は、審査終了後に公表する。

#### 2 利害関係者

委員は、「委員の利害関係者に対する審査基準」（別紙参照）に従わなければならないこととする。

#### 3 その他

委員は、公募参加者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず文部科学省にそのことを申し出ることとする。

## 委員の利害関係者に対する審査基準

本事業の選定に際し、委員と公募参加者との間に利害関係が生じている場合は、原則として、次のとおり行うものとする。

### (1) 「利害関係者の最低限の範囲」の設定

委員と公募参加者との間に強い関係性を有していて当該公募参加者の審査を行うことが適切ではないとみなされる例は、以下のとおりとする（以下「利害関係者の範囲」という。）。

#### ○利害関係者の範囲例

- ・ 公募参加者の実施計画書の中に、何らかの形で委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ・ 委員が所属している法人等から申請があった場合
- ・ 委員自身が、過去5年以内に公募参加者から直接寄附を受けている場合
- ・ 委員自身が、過去5年以内に公募参加者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を委員自身が直接受けている場合
- ・ 委員自身と公募参加者との間に、過去5年以内に取引があり、かつ公募参加者からその対価を委員自身が直接受け取っている場合
- ・ 委員自身が、公募参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合

### (2) 利害関係の報告

委員は、審査開始までに、利害関係を有している場合は書面で文部科学省に報告しなければならない。そして、利害関係を有している場合は以下に従って処理しなければならない。

#### ①委員と公募参加者との関係性が「利害関係者の範囲」に該当する場合

委員は、その利害関係を有している公募参加者の審査から外れなければならない。

#### ②それ以外の関係性を有している場合

委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくとも、公募参加者（公募参加者が法人の場合はその役員）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性を有している場合<sup>\*</sup>も、その公募参加者の審査から外れなければならない。

文部科学省は、委員会にその見極めの判断を求めなければならない。

委員会は、申し出のあった委員以外の委員の中から委員長を決め、当該委員から説明を求めるなどにより審査への参加の是非を判断しなければならない。なお、委員会はその判断を拒否することもできる。この場合、当該委員はその公募参加者の審査からは必ず外れなければならないこととなる。また、当該委員自らがその公募参加者の審査から外れる旨を文書にて申し出た場合も当該公募参加者の審査から必ず外れな

ればならない。なお、文部科学省は、委員会による判断の結果とその理由等を必ず記録して保管しておかなければならない。

※例えば、委員自身が、実施計画書の中の研究代表者又は共同参画者との関係において次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合

- ・ 親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・ 緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆若しくは同一目的の研究会メンバーにおいて緊密な関係にある者）
- ・ 大学、国立研究開発法人等の研究開発機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業の同一部署に所属している者
- ・ 密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係
- ・ 提案の採否又は審査が委員の直接的な利益に繋がると見なされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係

### (3) 委員の再選定

委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない申請案件が一つでもある場合は、もはや審査の公正性を担保することができないことから、該当する委員を選定し直さなければならない。

## 平成31年度 日本留学海外拠点連携推進事業 海外拠点 審査基準

日本留学海外拠点連携推進事業（海外拠点）の審査は、この審査基準に従い行うものとする。

### I 選定方法

提出された実施計画書について審査を行い、予算の範囲内において、各評価項目の得点合計が高いものを選定する。

### II 審査方法

実施計画書に基づき、外部有識者による「日本留学海外拠点連携推進事業実施委員会（以下「委員会」という。）」において審査を行う。

なお、公募要領4.（1）、（2）を満たすことが実施計画書において確認できない場合、又は公募要領4. ①～③に該当する場合、当該実施計画書は審査対象外とする。

### III 評価方法

評価は、以下の「観点」の各項目について、次の評価基準による5段階評価とし、複数の委員会委員が評価した平均点を当該実施計画書の得点とする。

#### 【評価項目】

#### 1. 事業の具体的方法等に関する評価

- ① 本事業で実施する取組の内容が事業期間全体を通じ明確となっているか。
- ② 申請地域における現地情報の収集及び留学生動向等の状況分析が的確に行われているか。
- ③ ②の状況分析や公募要領別紙に記載している「事業対象となる重点地域の事情を勘案した事項」において挙げている観点及び留意点に基づき、申請地域内で特に優先して取組を行う国を適切に設定できているか。
- ④ 公募要領別紙に記載している「留学に関する情報収集・発信（既存機能の更なる強化）」の取組が、効果的かつ効率的に実施できるよう計画されているか。
- ⑤ 公募要領別紙に記載している「優秀な留学生獲得に向けたリクルーティング活動促進」の取組が、効果的かつ効率的に実施できるよう計画されているか。
- ⑥ 公募要領別紙に記載している「帰国留学生とのネットワーク構築及び広報・リクルーティング活動における協力深化及び日本における就職の魅力発信」の取組が、効果的かつ効率的に実施できるよう計画されているか。
- ⑦ 取組全体を通じ、各成果指標の目標値設定が明確であり、かつ、達成できる見込みのある計画となっているか。
- ⑧ 委託事業として取り組むことが必要かつ有効な実施計画となっているか。
- ⑨ 事業の成果を把握・検証するための具体的な評価・測定方法が適切に設定されているか。

- ⑩ 重点地域内に存在する現地機関（政府機関、教育機関、帰国留学生会等）、日本関連機関（在外公館、JICA、JETRO、JF 等）及び日本の高等教育機関との連携方策が具体的に計画されているか。
- ⑪ 申請法人や連携機関のリソースを活用した独自の取組が計画されているか。
- ⑫ ⑩に挙げた各種関係機関との人的ネットワークを有し、それらとの連携・協力により、現地における基盤を通じて、外国人留学生もしくは高度外国人材の受入れに関する情報発信、リクルーティング等の事業を行った十分な実績を有しているか。
- ⑬ 妥当な経費が示されているか。

## 2. 事業の実施体制に関する評価

- ⑭ 重点地域内に設置する海外拠点及びサテライト拠点となる複数国での現地基盤（事務所等）を有し、事業を着実に実施していくことが見込まれる計画となっているか。
- ⑮ 公募要領別紙に記載している取組を実施するために必要な数の人員を現地に配置することが計画されているか。また、複数の地点に人員を配置する場合は、各拠点で左記が満たされているか。
- ⑯ 公募要領別紙に記載している取組を実施するために必要な知見・経験を持つとともに、対象地域内で使用されている言語により対応できる体制を現地に整備することが計画されているか。また、複数の地点に体制を整備する場合は、各拠点で左記が満たされているか。
- ⑰ 参画団体間の役割分担が十分工夫されているか。
- ⑱ 本事業期間終了後の継続性を考慮した体制の構築が計画されているか。

## 3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を有しているか。又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けているか。

### 【評価基準】

1. 「1. 事業の具体的方法等に関する評価」及び「2. 事業の実施体制に関する評価」に係る評価基準  
以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点  
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

2. 「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定)等

- ・認定段階1(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 1点
- ・認定段階2(労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。) = 2点
- ・認定段階3 = 3点
- ・行動計画策定済(女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) = 0.6点

○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)

- ・くるみん認定 = 1点
- ・プラチナくるみん認定 = 2点

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

- ・ユースエール認定 = 2点

○上記に該当する認定等を有しない = 0点